

ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる 倫理チェックリスト

①調査・研究編

令和2年3月 (令和3年3月改訂)

日本版ナッジ・ユニット BEST



はじめに

- ・ナッジを提唱するシカゴ大学のリチャード・セイラー教授が2017年にノーベル経済学賞を受賞するなど、ナッジをはじめとして「行動科学の知見の活用」が注目を集めています。政府や地方公共団体等の公共部門においては、行動科学の知見(いわゆる「行動インサイト」)の活用は、規制的手法(法律等)、経済的手法(税・補助金等)、そして情報的手法(普及啓発・情報提供等)といった伝統的な政策手法を補完する新たな政策手法の位置付けでとらえられるようになっています。また、公共部門のみならず、民間企業が行動科学の手法を取り入れたり、学術的な研究が幅広く行われるようになったりするなど、行動インサイトを活用する機運が様々な分野で高まっています。
- ・ナッジを含む行動インサイトの活用は、環境・エネルギー、健康・医療、教育、徴税、行政の効率改善、働き方改革、 差別撤廃、SDGs (国連持続可能な開発目標)等の様々な社会課題の解決に適用し得るものとして、英国や米国をはじめ、 地球規模で着目されています。OECD (経済協力開発機構)によれば、欧州・米国・豪州を中心に、世界で200を超 える組織・機関が公共政策に行動インサイトを活用しています。いまや行動インサイトは、行動に起因する社会課題 の解決に当たり、政策オプションの1つとして検討すべきものであるという考えが国際的な潮流にまでになっていま す (検討の結果、行動インサイトを用いないという結論もあり得ますが、政策立案の過程で少なくとも検討が求めら れるものです)。日本では、ナッジを含む行動インサイトに基づく取組が政策として、また、民間に早期に社会実装さ れ、自立的に普及することを目的に、日本版ナッジ・ユニット (BEST) が環境省のイニシアチブの下、2017年4月 に発足し、これまで3年以上に渡り活発な活動を続けています。

ナッジとは

- ・ナッジ(英語 nudge)とは、「そっと後押しする」という意味で、セイラー教授とハーバード大学のキャス・サンスティーン教授は、2008年に著書の中で「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」と定義しています。
- ・ここで、「選択を禁じることもなく」とは規制や強制ではなく、選択の自由は残すことを意味します。
- ・「経済的なインセンティブを大きく変えることもなく」とは、税制や補助金のように経済インセンティブを大きく変えるものではないことを意味します。もともとある経済インセンティブの説明の表現を変えるもの(経済インセンティブの大小の変更のないもの)や、少額の節約やポイントなど経済インセンティブを比較的小さく変えるものは除外されていませんが、特定の行動が促されるのに必要なインセンティブの大小は個人によって異なり得るものであり、その受け止め方にも個人差があるため、大小のみでは一様に言えません。省エネルギーを例に取ると、セイラー教授らは、年間で数千円から数万円相当の金額の損失の提示をナッジとして扱っており、節約をする動機づけとして、この範囲の金額であればナッジに該当し得ると考えることができます。
- ・「人々の行動を予測可能な形で変える」とは、行動科学の知見や理論に基づいて、ということを端的に表したものです。 行動科学とは、行動経済学、心理学、社会学、認知科学、脳神経科学等の行動に関する自然・人文・社会科学の総称 (behavioral sciences) です。
- ・「選択アーキテクチャー」とは、人々が選択し、意思決定する際の「環境」のことで、自発的に「合理的」な意思決定 をさせるための環境をどうデザインするかが重要となります。
- ・その後セイラー教授は2018年に、ナッジを通じて選択アーキテクチャーを改善することで、選択肢を制限すること なしに人々が賢い選択をできるようになるとしています。そして、「自分自身にとってより良い選択ができるように人々 を手助けすること」が目的であるとしており、このような「良いナッジ」を推奨しています。
- ・セイラー教授はまた、賢い意思決定や向社会的行動を難しくするような「悪いナッジ」を「スラッジ(英語 sludge:へドロ、汚泥)」と名付け、公共部門・民間部門を問わずスラッジを一掃するよう働きかけています。

「ナッジ倫理」の必要性

- ・公共部門において求められるナッジとは、2008年に提唱された元来のナッジの定義を満たすだけではなく、こうした「良いナッジ」であることは言うまでもありません。
- ・ナッジをはじめとした行動インサイトの活用は、人々の生活に介入し、行動様式に影響を及ぼすことがあります。従って、その活用に携わる人は、法令の定めるところに加え、高い倫理性が求められるものです。
- ・ここで、高い倫理性とは、真摯な態度を持ち、全ての人の基本的人権を尊重するとともに、生命に対する尊厳に敬意を払って、心身の安全に責任を持ち、ナッジ等の対象者のみならず、周囲の人々や社会全体にとって不利益をもたらさないように努めることを意味します。

本チェックリストの位置づけ

- ・日本版ナッジ・ユニット (BEST) に設置されたナッジ倫理委員会は、こうした基本的な考え方を踏まえ、ナッジを含む 行動インサイトの活用にあたり、その有効性について事前に調査・研究する際に自ら参考にすることができるよう「ナッ ジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト ①調査・研究編」を作成しました。なお、社会実装の際には、「ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト ②社会実装編」を参考としてください。
- ・ただし、これらのチェックリストを満たせば倫理面において十分というわけではありません。行動インサイトは、様々な 学問領域や幅広い分野に適用され得るものであり、行動インサイトを活用しようとする当事者が、自らの責任と自覚を持っ て、主体的に倫理遵守のあり方を考える必要があります。例えば、侵襲的な研究や医学研究を行う場合には、「人を対象 とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)を追加で参照することなどが考えられます。
- ・また、これらのチェックリストによる倫理的な側面からの確認だけでなく、活用しようとするナッジを含む行動インサイトの内容や機能するメカニズムについてあらかじめ確認することも重要です。
- ・これらのチェックリストは、公益社団法人日本心理学会倫理規程やOECDのThe BASIC Toolkit 、セイラー教授やサンスティーン教授等の著書や論文などを参考としながら、我が国での行動インサイトの活用に適したものにしようとする独自の視点で作成しています。そして、行動インサイトの適用範囲の拡大や深化、事例の積み重ね、社会的状況の変化等に応じて改訂されることがあり得ます。

用語の定義

・調査・研究	本チェックリストでは、ランダム化比較試験(RCT)等の評価手法を用いて、ナッジ等の行動インサイトの活用による取組の有効性について調査したり研究したりすることをいう。
・社会実装	本チェックリストでは、ナッジ等の行動インサイトを活用した政策・施策や製品・ サービスを実社会に適用することをいう。
・調査・研究協力候補者	調査・研究に参加を希望し、または、参加を求められた者で、まだ、参加が確定していない者。
・調査・研究協力者	調査・研究に参加が確定し、または、実質的に調査・研究に参加している者。一般に、 調査・研究協力候補者に事前説明を行って同意を得た上で、参加が確定すると調査・ 研究協力者と呼ぶ。
・インフォームド・コンセント	調査・研究に関する内容について、調査・研究協力候補者に事前に説明し、理解させ、 同意を得ること。
・統制群	調査・研究を行う際にナッジ等による介入を行わない調査・研究協力者の群。
・介入群	調査・研究を行う際にナッジ等による介入を行う調査・研究協力者の群。
・個人情報	本チェックリストでいう個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で定義される個人情報に準ずる。具体的には、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、個人識別符号が含まれるものを指す。
・仮名化	個人情報を他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工すること。

出典

- · Richard H. Thaler & Cass R. Sunstein (2008). Nudge: improving decisions about health, wealth, and happiness
- ・リチャード・セイラー、キャス・サンスティーン(遠藤真美 訳)(2009)『実践行動経済学 健康、富、幸福への 聡明な選択』
- · Richard H. Thaler (2018). Nudge, not sludge. Science 361 (6401), 431

チェックリスト

当てはまっているものはチェックボックスに ✓ を入れてください。

注意:原則として、本チェックリストのいずれの項目についても調査・研究開始時までにチェック内容 を満たしていることが求められますが、満たさない項目がある場合には、満たさない場合であっ ても調査・研究をすることの合理的な理由を説明できるようにしておく必要があります。

No.	チェック項目	チェック内容	/
A. ナッジの定義の理解と実施能力			
1	ナッジの定義の理解と実 施能力	・ナッジの定義やその意味するところを正しく理解し、ナッジを含む行動インサイトの活用に関わる調査・研究(以下「調査・研究」)を計画し遂行する能力を有していますか。	
B. 調	査・研究の体制の整備		
2	調査・研究の実施責任者	・調査・研究の計画・実施に当たり、調査・研究を統括し、権限及び責任を 有する実施責任者を選定していますか。	
3	調査・研究遂行中の問題への対処	・調査・研究遂行中に起きる予期しない様々な問題に対して、解決のために 取り組む準備ができていますか。	
4	調査・研究遂行中の問題 への対処	・調査・研究中及び終了後の問合せ対応や情報開示を行うための体制や手続きを整えていますか。	
5	否定的な結果の隠匿の回避	・調査・研究の結果が、調査・研究資金や機会を提供する機関・組織の方針、 調査・研究の目的や仮説、調査・研究実施者の利益等に反するものであっ ても、その結果を隠匿することのないような体制や手続きを整えています か。	
6	データの改ざん、捏造等 の禁止	・データの改ざんや捏造、恣意的なデータ削除、データ分析の手続き等につ いて虚偽の記載等を防止するためのチェック体制や手続きを整えています か。	
7	調査・研究で得られる情報の管理	・調査・研究で得られる情報は、紛失、漏洩、取り違え等を防ぐための体制 や規程等を整えていますか。 ・調査・研究で得られる情報の管理者の異動に際しても、当該情報とともに 管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築するなど、体制や手 続きを整えていますか。	

No.	チェック項目	チェック内容	~
C. =	画・遂行時に遵守す^	、き事項	
8	調査・研究目的の妥当性	・調査・研究の目的は、社会的・技術的な意義があり、不当なものではないことを確認していますか。	
9	調査・研究手法の妥当性	・調査・研究の手法に科学的な合理性があり、不当なものではないことを確認していますか。・対象者に不利益や過度な不快感を与えないこと、過度な負担を強いることがないことを確認していますか。	
10	調査・研究協力者の心身の安全	・調査・研究協力者が調査・研究に参加することによって、心身の問題や対 人関係上の問題等を含め、不利益を被らないように対処していますか。	
11	調査・研究協力者の人権の尊重	・調査・研究協力者の人権を尊重していますか。特に、調査・研究の全過程 において、年齢、性別、人種、信条、社会的立場等による偏見や差別を生 じないように対処していますか。	
12	調査・研究協力者のプラ イバシーの保護	・調査・研究の実施に当たり、調査・研究協力者のプライバシーが保護されるように対処していますか。	
13	調査・研究協力者の不利益の回避	・調査・研究協力者及びその関係者の何らかの不利益を生じる可能性について考慮し、不利益が生じた場合や、その可能性が高い場合には、調査・研究の継続の適否も含め、直ちに対処するようにしていますか。 ・例えば、統制群・介入群の間で、とりわけ介入を行わない統制群を設ける場合、統制群に含まれる調査・研究協力者にとって不利益を生じる可能性があることを念頭におき、その緩和措置を講ずるなど、慎重な対応を考慮していますか。	
14	個人情報の収集と保護	 ・収集する個人情報は、調査・研究に不可欠なものに限定して、それ以外の個人情報は取得しないように対処していますか。 ・収集する個人情報とそれを利用する主体・目的・方法・管理・処分に関して、可能な限りにおいて、調査・研究協力者から同意を得るようにしていますか。 ・収集する調査・研究協力者の個人情報は、関連する法律等に則り、保護・管理を厳重に行う体制や手続きを整えていますか。また、適切なタイミングで廃棄することとしていますか。 ・調査・研究協力者へは、各人自身の情報にアクセスする権利があることを説明し、その権利を行使できることを保障していますか。 	
15	肖像権の保護	・調査・研究協力者を含む画像や映像等を作成する場合、調査・研究協力者 の肖像権の保護に対処していますか。	

No.	チェック項目	チェック内容	/
16	インフォームド・コンセ ント	 ・調査・研究協力候補者に対し、調査・研究を開始する前に、調査・研究について十分な説明を行い、当該候補者の理解を得て、調査・研究対象となることに同意を得る手続き(インフォームド・コンセントの取得)を整えていますか。 ・やむをえず事前に同意を得ない場合、または、得ることが困難な場合には、そのようにする十分に合理的な理由を明確にしたうえで、補完策を講じる手続きを整えていますか。 ・調査・研究協力候補者には、調査・研究の対象として選ばれていることをできる限り説明することとしていますか。 ・調査・研究への参加への依頼は、調査・研究協力候補者が調査・研究に対して疑念をもつことがなく、快く協力できるよう丁寧に行い、参加は強制的なものではなく任意であることを伝えることとしていますか。 	
17	調査・研究協力者の選択	・調査・研究協力者を、調査・研究目的を考慮して適切に選択することとしていますか。	
18	適切な介入・支援の責任	・調査・研究協力者側の様々な問題を発見し、それに対する介入や支援が目的となる調査・研究等の場合においては、調査・研究実施者と調査・研究協力者の適切な人間関係を確立し、適切な介入・支援を行う責務を果たしていますか。	
19	途中でやめる権利の保障	・調査・研究への協力を途中でやめる権利があることを、調査・研究協力者に事前に周知し、不利益を被らないようにしますか。	
20	調査・研究計画の中止・変更に伴う手続き	・やむを得ない理由で調査・研究を中止または変更する場合、合理的かつ十分な範囲で、調査・研究協力者等の利害関係者に中止や変更の内容を速やかに説明し、継続参加等に関する同意を得る手続きを整えていますか。	
D. 訴	D. 調査・研究終了後に遵守すべき事項について		
21	データの正確性の確保	・調査・研究結果のデータは、誤りがないよう正確性の確保に努めこととしていますか。特に、文中や図表の数値の表示には正確さを期すこととしていますか。	
22	調査・研究で得られる情 報の廃棄	・法令や調査・研究を行う組織の規程に従って、調査・研究で得られる情報 の廃棄を行うこととしていますか。	
23	調査・研究で得られる情 報の目的外使用の禁止	・調査・研究協力者を含め、利害関係者に予め許可を得ていない目的で、調査・研究で得られる情報や成果を流用することのないようにしますか。	

No.	チェック項目	チェック内容	/
24	調査・研究の終了後の説明	・調査・研究の終了にあたり、合理的かつ十分な範囲で、調査・研究協力者に対して調査・研究に関する説明を行い、正確な理解を得るように体制や手続きを整えていますか。 ・調査・研究協力者の本調査・研究への貢献に対して、可能な限り、明示的に感謝の意を伝えることとしていますか。	
25	調査・研究結果の公表	・調査・研究結果の報告を、合理的に十分な範囲で可能な限り提供する用意をしていますか。	
26	調査・研究の結果を公表する際の不適切な内容への対処	 ・調査・研究の結果を公表する際に、調査・研究協力者にとって不適切と思われる内容(※)が含まれないようにする体制や手続きを整えていますか。 (※)例えば調査・研究協力者のプライバシー等の公表が不適切と思われる内容 ・調査・研究成果を公表する際、調査・研究協力者に不利益が生じないように対処することとしていますか。特に、調査・研究成果を公表する際、調査・研究協力者や周囲の人々、あるいは団体・組織名等が特定できる情報は、匿名化や仮名化するなどの工夫をすることとしていますか。 ・上記にも関わらず調査・研究協力者に不利益が生じてしまった場合、的確に対応することとしていますか。例えば、調査・研究の結果を公表した後に、調査・研究協力者から不適切と思われる内容が含まれていることを指摘された場合、調査・研究協力者との話し合い等の方法で解決するように対処することとしていますか。 	

委員長 森 祐介 つくば市政策イノベーション部長、一般財団法人あなたの医療理事

新潟大学大学院医歯学総合研究科客員研究員(消化器内科)

委員 神里 彩子 東京大学医科学研究所准教授

栗林 勉 弁護士 栗林総合法律事務所代表

山根 承子 株式会社パパラカ研究所代表取締役

吉高 まり 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 企画管理部門

プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト

(五十音順)

事務局 環境省

事務局委託先 株式会社電力シェアリング、株式会社サイバー創研、一般社団法人ナッジ推進協議会

日本版ナッジ・ユニット BEST

無断転載・複製を禁じます